

## 三宅町企業版ふるさと納税支援業務委託事業者公募要領

三宅町（以下「本町」という。）では企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）による寄附を受け付けるため、寄附企業の紹介、仲介等の支援を行う事業者（以下「受託者」という。）を募集する。

### 1 業務名称

三宅町企業版ふるさと納税支援業務

### 2 業務内容

- (1) 寄附企業に対する本町及び地域再生計画に基づく事業の紹介
  - (2) 本町に対する寄附企業の紹介
  - (3) 寄附企業からの寄附の仲介
  - (4) 企業版ふるさと納税全般に関する情報提供、指導、助言、協力等
- なお、本業務については業務委託契約とする。

### 3 契約金額

- (1) 本業務は成果報酬型とし、手数料率は、寄附金額の15%以内（消費税及び地方消費税別）とする。
- (2) 受託者が本業務の中で関わった企業であっても、他の受託者の紹介で本町への企業版ふるさと納税による寄附が成立した場合には、いかなる理由であっても委託料は生じないものとする。
- (3) 本業務による寄附であることを明確にするため、寄附企業が「寄附申出書」の備考欄に、本業務による寄附であること及び受託者を記載した上で本町に提出し、本町は寄附受領後、速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求により、委託料を支払うものとする。
- (4) その他、受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額（手数料率）に含まれるものとし、本町は、契約金額（手数料率）以外の費用を負担しない。

### 4 募集期間

令和8年4月23日（木）から予算の上限に達する日まで

### 5 公募方法

応募希望者は下記メールにて下記担当部局に応募の旨を伝えること。

### 【担当部局】

三宅町 総務部 総務課 町長公室

住 所：636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂 689

E-Mail：koushitsu@town.miyake.lg.jp

## 6 応募条件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納税義務を有する税金（国税及び地方税）を滞納していないこと。
- (3) 応募の時点で三宅町入札参加資格停止措置の対象となっていないこと。
- (4) 本業務の公募の日から契約候補者決定の日までの間に、三宅町暴力団排除条例（平成 23 年三宅町条例第 22 号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 7 提出書類

- ①申込書（様式 1）
- ②会社概要書（様式 2）
- ③その他事業内容等がわかる資料

## 8 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は本町の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 本町は、受託者が(1)の規定に違反し、本町又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定は、本業務に係る委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 9 個人情報の保護

- (1) 受託者は、関係法令等を遵守し、本業務の履行にあたり個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じること。また、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (2) 本業務において収集したデータは適正に管理し、特に、個人情報の取り扱いについ

ては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

## 10 その他

- (1) 応募をもって契約を担保するものではなく、応募後の本町との調整により契約締結とする。
- (2) 本業務の詳細や工程等の管理については、本町と十分に協議すること。
- (3) 本業務に関する資料等は、すべて本町に帰属するものとし、本町の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならないこととし、契約終了後も同様とする。
- (4) 寄附を行うことの代償として、受託者が寄附企業に経済的利益を供与することを禁止する。
- (5) 委託契約は三宅町契約規則(平成9年三宅町規則第8号)の規定に基づき締結する。契約内容は本町と協議の上、決定する。
- (6) 契約保証金は免除する。
- (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中において、受託者が「6 応募条件」に定める要件を満たさなくなった時は、契約の解除を行うことができるものとする。
- (8) 受託者は、本町が指定する期日までに取組み実績(働きかけを行った企業、手段、時期、寄附見込み金額)を報告すること。
- (9) 寄附が集まらないことによるペナルティは設けない。
- (10) 公募要領に定めのない事項又は公募要領について疑義の生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとする。